

地域プランナー・コーディネータ受験資格に関する規程

2013年6月10日 一般社団法人 地域づくり支援機構

(目的)

第1条 この規程は、各地域における Ecological Development（地域が連綿と引き継ぎ育ててきた自然資源、歴史文化資源、生活文化資源、人的資源、伝統技術などの地域資源を活かし、地域の主体性と地域資本によって、また、地域の多様な関係者の「共働」と他地域との連携によって、現世代の満足を充たしつつ生きとし生けるものすべての将来世代へ引継ぎ得る地域をつくること）を実践する、あるいは指導・支援する「地域プランナー・コーディネータ」（以下、地域 P&C という）試験の受験資格を定めるものである。

(受験資格を与える者)

第2条 一般社団法人地域づくり支援機構(以下、NAED という)は、次の者に、「地域 P&C 試験」の受験資格を与える。

- (1)NAED が主催する「地域 P&C 養成塾」の課程を修了した者
- (2)奈良フェニックス大学の「地域リーダーカレッジ」の課程を修了した者、あるいは試験実施日から1ヶ月以内に修了する予定である者
- (3)地域での活動実績をもち、NAED 理事会が、申請者から提出された下記の受験申請書を審査し、「地域 P&C 憲章」(2008年10月21日)に定める「地域 P&C」としての役割・職務を果たしていると認めたと者
＜受験申請書の要記載事項と申請書提出時期等＞
 - ①要記載事項:1)申請者の氏名・性別・生年・住所・連絡用メールアドレス・略歴(300～500字)、2)申請者が関わった地域活動の経緯と成果(1,200～1,500字と写真3～5枚)、3)申請者がその地域活動に果たした役割(1,200～1,500字と写真3～5枚)を記載しなければならない。なお、1)、2)、3)それぞれをA4用紙1枚に示すものとする。
 - ②申請書は、試験実施の2ヶ月前までに、NAED 事務局(info@naed.or.jp)へ、電子データとして提出しなければならない。

(地域 P&C 資格取得後の義務)

第3条 地域 P&C 資格取得後は、NAED の「地域 P&C 憲章」に示す次の義務を果たさなければならない。

- (1)地域 P&C は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その資質の向上を図るとともに、主体的に、創造的に、地域づくり支援活動を行うよう努めなければならない。
- (2)地域 P&C は、その業務を行うにあたっては、公共安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。
- (3)地域 P&C は、地域 P&C の信用を傷つけ、または地域 P&C 全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4)地域 P&C は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。地域 P&C でなくなった後においても、同様とする。
- (5)地域 P&C は、NAED に、正会員として入会するものとする。NAED の会員でなくなった場合は、その資格は自動的に消滅する。